

# 竜王町スポーツ各種大会出場激励金交付要綱

(平成 23 年 3 月 31 日告示第 54 号)

改正 平成 29 年 2 月 20 日告示第 7 号 平成 30 年 7 月 24 日告示第 112 号  
令和 2 年 3 月 17 日告示第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本町における競技スポーツの水準向上およびスポーツの振興に向けた意欲の増進に資することを目的として、各種スポーツ大会に出場する選手に対し、予算の範囲内において、竜王町スポーツ各種大会出場激励金(以下「激励金」という。)を交付するものとし、その交付に必要な事項を定めるものとする。

(交付対象大会)

第 2 条 この要綱による激励金の交付対象となる各種スポーツ大会(以下「交付対象大会」という。)は、次に定める大会とする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)加盟競技団体の種目であって、国内予選会の代表者または日本スポーツ協会もしくは日本スポーツ協会加盟競技団体の推薦を受けた者が出場する国際大会
- (2) 日本スポーツ協会、日本スポーツ協会加盟競技団体および公益財団法人全国高等学校体育連盟ならびに公益財団法人日本高等学校野球連盟が開催する大会であって、県内予選の代表者または公益財団法人滋賀県スポーツ協会加盟競技団体の推薦を受けた者が出場する全国大会、西日本大会および近畿大会
- (3) その他町長が交付対象と認める国際大会、全国大会、西日本大会および近畿大会

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する大会は激励金の対象としない。

- (1) 全国スポーツ・レクリエーション祭
- (2) 小・中学校の各体育連盟が開催する大会
- (3) 親善または交歓等を主な目的とした大会

(交付対象者)

第 3 条 激励金の交付対象となる者は、次に掲げる事項に該当する個人または団体であって、交付対象大会へ選手として登録をしている者(監督、コーチ、マネージャー等を除く。)であり、かつ、当該者および当該者の扶養義務者に町税等の滞納がない者とする。

る。ただし、大会出場に当たって、他の制度等の規定により旅費、交通費等に係る補助金等の交付を受ける者は対象としない。

- (1) 竜王町内に居住する個人
- (2) 竜王町内に所在する競技団体(竜王町内の事業所、社会教育関係団体等を含む。)
- (3) その他町長が適当と認めるもの

2 前項第1号および第2号のいずれにも該当する場合は、団体競技として参加するものとみなす。

(激励金の額)

第4条 この要綱による激励金の額は、別表のとおりとする。

(出場届)

第5条 激励金の交付を受けようとする者(以下「届出者」という。)は、当該交付対象大会が開催される日から起算して14日前までに、竜王町スポーツ各種大会出場届(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に届け出るものとする。

- (1) 大会要項
- (2) 予選等の競技成績表(推薦および選抜の場合は推薦状等の写し)
- (3) 大会参加申込書の写しまたは出場を証明できる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(激励金の交付)

第6条 町長は、前条の届出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、激励金を交付するものとする。

(結果報告)

第7条 激励金の交付を受けた者は、大会終了後14日以内に竜王町スポーツ各種大会出場結果報告書(別記様式第2号)に当該大会における競技成績表等の競技結果がわかる資料を添えて町長へ提出するものとする。

(激励金の辞退および返還)

第8条 激励金の交付を受けた者は、交付対象大会が中止になったときまたは交付対象大会への出場を取りやめたときは、速やかに竜王町スポーツ各種大会出場激励金辞退届(別記様式第3号)により町長へ届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときまたは町長が激励金の交付が適当でないと認めたときは、激励金の交付を受けた者に対しこれの返還を求めるものとする。

(スポーツ振興事業への協力依頼)

第9条 町長は、激励金の交付を受けた者に対して、町および町内社会教育関係団体が主催する各種スポーツ振興事業への協力を要請することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成29年2月20日告示第7号)

この告示は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

付 則(平成30年7月24日告示第112号)

この告示は、平成30年7月24日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

付 則(令和2年3月17日告示第26号)

この告示は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

別表(第4条関係)

大会区分	交付額	
国際大会	個人競技	1人につき20,000円
	団体競技	出場登録者1人につき5,000円 (50,000円を上限とする。)
全国大会	個人競技	1人につき5,000円
	団体競技	出場登録者1人につき3,000円 (30,000円を上限とする。)
西日本大会・近畿大会	個人競技	1人につき3,000円
	団体競技	出場登録者1人につき2,000円 (20,000円を上限とする。)

備考

- 1 団体競技とは、各々の競技ルールにおいて2名以上の選手で構成するチームとしてプレーする競技をいう(個人競技の団体戦は除く。)
- 2 同一大会への出場に当たって、個人競技と団体競技の両方に登録を予定する場合には、個人競技により激励金の交付を行うものとする。
- 3 団体競技における出場登録者数は、登録選手のうち町内に居住する者の数とする。
- 4 全国大会または西日本大会・近畿大会出場による激励金の交付回数は、それぞれ1人または1チームにつき年1回限りとする。